

【名張市電子申請システム利用規約】

（目的）

第1条 本規約は、一般財団法人建築行政情報センターが提供する電子申請受付システム（以下「本システム」という。）によって確認申請等の電子申請をする者（以下申請者という）が行う、名張市（以下「当市」という。）に対する電子申請に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（適用）

第2条 本規約は、本システムを利用して当市に対し電子申請を行うすべての申請者に適用されるものとする。

2 名張市建築基準法施行細則その他当市が定める本システム利用における留意事項等は、本規約の一部を構成するものとして前項の申請者に適用されるものとする。

（規約の遵守）

第3条 申請者は、本システムの利用に際し事前に本規約を熟読の上、本規約に同意して電子申請するものとする。

2 申請者が本システムを利用して電子申請した際は、システム利用者は本規約に同意したものとみなす。

（利用者の責任）

第4条 利用者は自己の責任と判断に基づき、本システムを利用し、利用によって生じる各種情報を管理するものとする。

2 利用者は、本システムを利用するために必要な機器及び環境をすべて自己の責任と負担において準備し、それらの管理を自己の責任において行うものとする。

3 利用者は、本システムの利用に際して、使用する機器についてセキュリティ対策に努めるものとする。

4 利用者は、本システムの機能を用いて電子ファイルを登録する場合は、必ず事前にウイルスチェックを行うものとする。ウイルスチェックに使用するアプリケーションの種類は指定しないが、常に最新のパターンファイルを適用することとする。

5 利用者は、登録した利用者情報の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく変更を行うものとする。

（申請手数料の納付）

第5条 申請者は、電子申請を行った後、本市からの手数料納付依頼に従い、次の各号のいずれかの方法により申請手数料を納付するものとする。

① 当市が発行する納付書による、指定銀行窓口での納付

② 当市が指定する銀行口座への振り込み

2 前項の手数料納付依頼は、本システムにより申請書等の送信が行われ、当市における事前審査を経た後に行うものとする。

（申請等受付）

第5条の2 当市が電子申請の審査を開始するのは、次の各号に掲げる電子申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

① 手数料の納付を伴う申請 前条による申請手数料が納付された後、当市の職員が納付金額を確認し、本システムにより申請を受付けたとき

② 手数料の納付を伴わない申請 当市の職員が本システムにより申請を受付けたとき

2 前項において、本システムによる申請又は申請手数料の納付が閉庁日（土日祝日、年

末年始の閉庁期間)及び平日の閉庁時間の後に行われた場合は、当該申請又は納付は翌開庁日に行われたものとして扱う。

- 3 第1項において、本システムによる申請が完了検査申請その他の現場検査を伴う電子申請である場合は、当市の職員が申請者と現場検査の実施日を決定した日以降に当該申請が行われたものとして扱う。

(処分通知等交付)

第5条の3 当市による確認済証その他の処分通知等の交付は、窓口による交付、郵送又は本システムに当該処分通知をアップロードする方法により行う。

- 2 前項における郵送又は本システムに当該処分通知をアップロードする方法により行った場合の処分通知等の交付日は、当該処分通知が郵送先に到着した日又は申請者がダウンロードした日にかかわらず、申請者が本システムにて当該処分通知を表示可能となった日を原則とする。

(本システムを利用できない場合の対応)

第6条 本システムが障害その他の理由により利用できない場合には、申請者は書面による方法により手続を行うものとする。

(免責)

第7条 当市は、その故意又は重過失により発生した損害を除き、申請者が本システムの利用した申請により被った損害及び申請者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないものとする。

(本規約の変更)

第8条 当市は、事前通知を行うことなく、当市のホームページに掲載することにより、本規約を変更することができる。

- 2 変更された利用規約の施行日以降は、本システムを利用した電子申請については変更後の利用規約が適用されるものとする。

(個人情報の取扱)

第9条 当市は、申請者の入力した個人情報を、当市が定める情報セキュリティポリシーに則り取り扱うものとする。

(合意管轄)

第10条 本システムの利用に関して紛争が生じた場合は、津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定める。

(準拠法)

第11条 本規約は日本国法に準拠するものとする。

附則

本規約は、2026年4月1日から施行する。